

入札公告（国有林野林産物公売・造林請負事業）

次のとおり国有林野林産物公売と、その跡地における造林請負事業を一括して一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本公告の国有林野林産物公売については、適格請求書（インボイス）の交付対象になります。

また、令和8年3月1日以降に入札公告する造林請負事業を対象として、「森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正」及び「安全確保に資する衛星携帯電話の利用」が試行されることとなりました。各制度の詳細については、以下のリンク先からご確認ください。

○森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-16.pdf>

・上記試行に係る林業事業体向けのお知らせ（参考資料）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-17.pdf>

○安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-18.pdf>

あわせて、令和8年4月1日以降に入札を行う事業を対象として造林事業請負予定価格積算要領（一般管理費率）が改正されました。（林野庁公表資料：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-19.pdf>）

本件に係る対応として、入札公告の時期によっては、発注者に対して請負代金の変更について協議することができるので、詳しくは以下リンク先からご確認ください。

○造林事業請負予定価格積算要領の改定に関するお知らせ

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/nyuusatu-news-86.pdf>

令和8年6月16日

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 菅野 泰治

分任支出負担行為担当官

吾妻森林管理署長 菅野 泰治

1 事業概要

(1) 入札番号 1

(2) 事業名 令和8年度六合地区立木販売・造林請負一括事業（国庫債務）

(3) 事業場所 群馬県吾妻郡中之条町大字入山字入山国有林 106 林班た3小班

(4) 事業内容 ア 立木販売
伐採方法 皆伐 アカマツ外 824.53 m³
イ 造林請負事業
地拵：1.98ha 植付：1.96ha

- (5) 履行期限 ア 立木販売
搬出期間は引渡の日から令和9年3月31日まで
(造林請負事業の事業期間を確保するため、立木販売に係る搬出期間の延長は原則として認めない。)
- イ 造林請負事業
履行期限は契約の翌日から令和9年6月30日まで
(詳細は別途示す販売物件明細書及び仕様書等による。)
(6の配布資料等からダウンロードすることができる。)

(6) 立木販売は、販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札すること。

(7) 本事業は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用する。

(8) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に契約変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による事業計画書への反映と確実な履行を前提として契約変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や履行期間の延長を行う。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一の一般競争参加資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和7年1月31日)に基づきB、C又はD等級に格付けされている者であること。ただし、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき、A、B、C又はD等級に格付けされる者であること。

(4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員のうち、立木販売に係る者が林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けており、造林請負事業に係る者が全省庁統一資格を有するとともにこれらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。また、共同事業体の全省庁統一資格の等級は代表者となる構成員の等級によることから、当該代表者の等級がこの公告に係る入札の競争参加資格として示された等級と合致すること。

(5) 令和 07・08・09 年度全省庁統一の一般競争参加資格の競争参加を希望する地域において、「関東・甲信越」を選択している者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 3 月 31 日）9(2)に規定する手続をした者を除く）でないこと。

(7) 平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した当該事業と同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐 2 類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐、素材生産（伐採系の森林整備を含む）等）」を実施した実績を有すること。ただし、本公告日の属する年度の前年度及び前々年度の過去 2 年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、入札しようとする者の過去 2 年度間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

共同事業体の場合は、当該共同事業体として受けた事業成績評定の他に、構成員がそれぞれ個別に受けた事業成績評定についても含めること。

(8) 本事業に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者が直接雇用する者であるとともに、同種の事業である「造林（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐 2 類、保育間伐、本数調整伐、衛生伐、素材生産（伐採系の森林整備を含む）等）」に 3 年以上にわたり従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

(9) 本事業に、「労働安全衛生法等に基づき必要とされているチェーンソーによる伐木等特別教育終了者（令和 2 年 8 月 1 日以降は、新カリキュラムの特別教育修了者又は旧カリキュラムの特別教育修了者で補講受講者であること）」、「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育修了者」、「車両系建設機械運転技能講習修了者」を配置できること。

(10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)若しくは森林組合法(昭和53年法律第36号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 以下に定める届出をしている事業者(届出の義務がない者を除く。)であること。

- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること(規範の内容に相当する既存の取組を含む)。

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載

URL: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

- ア 受付期間: 令和8年6月17日から令和8年6月30日まで
- イ 提出方法: 原則としてPDFファイル形式により提出すること。なお、提出先は4(1)のとおりとする。
提出に当たっては、入札説明書の別添2「電子メールによる競争参加資格確認申請等における留意事項」を確認すること。

(3) (2)に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。なお、提出された申請書等による競争参加資格の確認結果については、電子メール等により通知する。

4 契約条項を示す場所、入札説明資料の配付等

(1) 契約条項を示す場所及び入札・契約に関する問合せ先

〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1

吾妻森林管理署 総務グループ総括事務管理官

電話: 0279-75-3344

メールアドレス: ks_agatsuma_postmaster@maff.go.jp

(2) 入札説明書の配付又は閲覧（以下「配布等」という。）の期間及び場所

ア 配付等の期間：令和8年6月16日から令和8年7月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配付等の場所：(1)に同じ。

(3) 入札説明書等に対する質問の受付期間及び場所

ア 受付期間：令和8年6月17日から令和8年6月30日まで

イ 提出の方法及び場所

（ア）提出方法：原則として電子メールでPDFファイル形式により提出すること。

（イ）提出場所：(1)に同じ。

(4) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間：令和8年7月9日から令和8年7月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所：(1)に同じ。

なお、吾妻森林管理署ホームページから「公売・入札情報>入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することができる。

(5) 立木販売箇所の現場案内

ア 日 時：令和8年6月24日 午前10時00分から

イ 集合場所：花楽の里 駐車場（群馬県吾妻郡中之条町入山4046-2）

なお、造林請負事業箇所の現場説明は行わない。

5 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札執行の場所

吾妻森林管理署 1階 入札室

(2) 令和8年7月27日午前10時までに(1)の場所に入札書及び競争参加資格確認通知書の写しを持参し、令和8年7月27日午前10時5分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、4(1)の場所に書留郵便又は配達証明郵便で送付するものとし、令和8年7月24日午後4時までに到着したものに限るものとする。入札書の日付は令和8年7月27日とすること。ただし、開札の結果、不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する場合には、再度の入札に参加できないことに留意すること。

(3) 開札日時

令和8年7月27日午前10時5分

6 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札書（別途様式）にはそれぞれ消費税抜きの立木等の買受見積金額と造林事業請

負見積金額との差額の金額を入札金額として記載すること。

イ 入札金額の記載方法

入札金額は、消費税相当額を除いた金額を記載のうえ入札すること。

ウ 入札金額内訳書の提出

個々の入札物件の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した造林請負入札金額内訳書を入札書とともに提出するものとし、当該内訳書が未提出の入札は無効とする。なお、様式は任意とするが、第1回目の入札にあたっては、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものであること。第2回目以降の入札にあたっては、詳細な内訳は不要とするが、入札書に応じた造林事業の価格を確認できるものであること。

(2) 落札者の決定方法

落札者は所定の方式に基づき定めた予定価格に対し、以下により国に最も有利な金額をもって入札した者とし、落札及び契約は当該入札金額に消費税額を加算した金額をもって行うこととする。

ア 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 上記ア、イの入札書が同時にある場合は、アの者を落札者とする。

エ ただし、造林請負事業の予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもってアの入札書により入札した者又は最低の価格をもってイの入札書により入札した者を落札者とすることがある。

(3) 再度入札

開札の結果、落札の条件を満たした入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるため、再度入札を希望する入札者は入札書及び(2)ウに定める内訳書を持参すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

なお、再度入札において、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

(4) 入札執行回数

入札執行回数は原則2回とし、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約の成立

ア 落札者は、契約書の作成に当り、それぞれ消費税額を加算した立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書を提出して、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官の承認を受けること。

イ 落札後に提出するアに基づく内訳書及び「当該入札に付する事項の価格(契約額)」については、予算決算及び会計令第91条第2項の規程に基づき財務大臣から承認を受けた算定方式により決定されるものであることから、入札者の見積もる内訳書と当該内訳書の金額は一致しない場合もあるが、それぞれの契約金額の差額は入札金額と一致するものである。

ウ 消費税額の積算において円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(6) 違約金の徴収

ア 落札者が期限内に契約を結ばないとき、また、(5)アに掲げる内訳書が提出されないときは、森林管理署長の算定する立木等の販売金額と造林事業請負金額のそれぞれ100分の5に相当する違約金を徴収する。

イ 落札者が契約上の義務を履行しない時は契約を解除する。解除に当たっては契約金額の100分10に相当する金額を違約金として徴収する。

(7) 代金の納付期限及び担保提供期限

代金納入または代金延納担保提供の期限は、契約締結の日から起算して20日以内(土日を含む)とする。

(8) 代金の延納

ア 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認める。

なお、延納利息代金の計算方法は以下によるものとする。

$$\text{延納利息代金} = (\text{契約代金} \times \text{延納期間} \times \text{延納利率}) \div 365 \text{ 日}$$

イ 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とする。

ウ 延納期限は、1,000 m³未満は6ヶ月以内、1,000 m³以上は10ヶ月以内とする。

(9) 物件の引渡

ア 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とする。

イ 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 34 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能とする。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を吾妻森林管理署へ必ず提示してから搬出すること。

ウ 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 35 条に基づき、引渡領収書を吾妻森林管理署長に提出すること。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4 (1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 (3)から(5)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3 により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札締め切りの時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。(入札説明書参照)

(12) 詳細は入札説明書による。

8 配付資料等

- (1) 入札説明書
- (2) 事業内訳書
- (3) 契約書(案)
- (4) 標準仕様書、特記仕様書
- (5) 作業条件等調査表
- (6) 位置図等
- (7) 公売物件一覧表
- (8) 樹材種別一覧表

9 契約約款等

本公告に係る請負契約における契約約款等は、以下により入手することができる。

- ・ 国有林野事業造林事業請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/090929-3-1.pdf>)

- ・ 国有林野事業製品生産事業請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/090929-3-3.pdf>)

- ・ 関東森林管理局署等競争契約入札心得 (ホームページの「入札・見積心得」より)

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>)

上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は契約締結日とする。

なお、公告期間中に約款が改正される場合があるので、関東局ホームページの「公

売・入札に関するお知らせ (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-news.html>) をご確認くださいとともに、契約締結時にもお知らせすることとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。